

賃金引上げの計算書（鳥取県物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金）

事業者名	
事業計画名	

対象期間(3か月)	事業実施前	事業実施後	賃金引上げ率
	令和 年月 ~ 年月	年月 ~ 年月	
(A) 給与支給総額(3か月分)	(A) 円	(A') 円	
(B) 給与支給総額(1か月分) ※(A)÷3	(B) 円	(B') 円	
(C) 従業員等数(1か月) ※1か月の従業員等の数	(C) 人	(C') 人	
(D) 従業員等一人あたりの平均給与支給月額 ※(B)÷(C)	(D) 円	(D') 円	$\frac{(G) \times [(D') - (D)]}{D}$ %
(E) 労働時間総数(3か月)	(E) h	(E') h	
(F) 従業員等一人に係る1時間あたりの平均賃金額※(A)÷(E)	(F) 円	(F') 円	

※小数点以下は切り捨てること。

※ (A)、(A') の給与支給総額、及び (C)、(C') を算定する従業員等には、役員を除いた正規雇用者、非正規雇用者、短時間労働者（パート等）、派遣労働者等を含めるものとし、対象期間（事業実施前又は事業実施後）中に退職、新たに雇用、派遣終了又は新たに派遣を受け入れた者は、算定から除外するものとする。

※ (A)、(A') の給与支給総額は、(C)、(C') に記載した従業員等に対して直接支給する給与等（賃金・手当）とし、事業主が負担する社会保険料等は除く。なお、直接雇用ではない派遣労働者の場合は、(C)、(C') に記載した派遣労働者について、派遣元に支払う費用の総額とする。

※ (G) が3%未満の場合は、補助対象者とししない。

※ (F)、(F') が950円以下となる場合は、補助対象者とししない。

※補助金申請・実績報告の際は、上記を証する賃金台帳等を添付すること。直接雇用ではない派遣労働者については、派遣元との契約及び支払、個別派遣労働者の勤務実績に関する資料を添付すること。

【参考】

※補助対象経費の基準

(F)、(F') が 951 円以上の場合	補助対象
(F)、(F') が 950 円以下の場合	補助対象外

※補助率の基準

(G) が 5 % 以上の場合	補助率 2 / 3
(G) が 3 % 以上 ~ 5 % 未満の場合	補助率 1 / 2
(G) が 3 % 未満の場合	補助対象外